

高松市監査委員告示第23号

包括外部監査結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第252条の38第6項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和4年9月30日

高松市監査委員	木	田	一	彦
同	鍋	嶋	明	人
同	十	川	信	孝
同	春	田	敬	司

監査結果に基づく措置通知

(包括外部監査)

(令和4年9月30日)



高松市監査委員

活力にあふれ 創造性豊かな 瀬戸の都・高松

☎ 087-839-2652

✉ kansa@city.takamatsu.lg.jp

包括外部監査結果に基づく措置通知一覧

監査実施年度 平成24年度

監査テーマ 高松市の関連諸団体

措置通知No.	区分※	項目	報告書 該当ページ	所管課等		措置通知日
1	意見	団体の規定として処務規程を定めることについて (高松市障害者を守る会)	P148、212	健康福祉局	障がい福祉課	R4.8.17

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.1

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成24年度／高松市の関連諸団体	
区分	意見	
意見の項目	団体の規定として処務規程を定めることについて（高松市障害者を守る会）	
意見の内容	処務規程のある団体は少なく、国庫補助を受ける団体に限定される。市で団体事務を行う場合の注意点についてチェックリストを作成するとともに、これと齟齬しない内容で、団体の規定として処務規程を定めることが望まれる。	
報告書該当 ページ	P148、212	
報告書への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2012220b.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和4年8月17日
所管課等	健康福祉局 障がい福祉課
措置結果	本件意見については、令和4年5月27日に開催した「高松市障害者を守る会総会」において、高松市障害者を守る会処務規程の制定について議案として提出し、承認されたことから、同日付けで施行している。